

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目四番一号

医療法人 清雄会
清算人 竹林 匡史

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年六月二十日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

東京都千代田区有楽町一丁目一番三号
マンション京都白金台マンション建替組合
代表清算人 豊島夕起夫

解散公告（第二回）

当組合は令和八年七月一日西尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

愛知県西尾市住崎一丁目一〇一番地
西尾上矢田北部土地画整理組合
清算人代表 稲垣 光男

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月十二日開催の臨時社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和八年六月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

大阪市城東区成育一丁目七番七号
医療法人成義会
清算人 榊屋加奈子

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月十五日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

千葉県長生郡白子町関八七番地
農事組合法人白子町花卉園芸組合
清算人 酒井 正孝

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十二日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

富山県砺波市庄川町三谷二七八番地
宗教法人大安寺
清算人 松本 宣雄

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠乏により、令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

三重県熊野市有馬町二八五番地の一
医療法人社団小山医院
清算人 小山 徹

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月二十九日、大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

大阪市生野区小路一丁目二三番一三三号
連絡先 大阪市北区梅田二一四一九ブリー
ゼタワー二階弁護士法人イノベントリア
清算人 弁護士 藤田 知美
清福寺

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月十三日山口地方裁判所下関支部の解散命令により、解散したので当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十三日

山口県下関市大字清末蔵本第一八三〇番地
宗教法人萩教会
清算人 弁護士 薄井 健太

連絡先 山口県下関市南部町二番七号
弁護士法人ラダール

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市柳町一二番、最後の住所北海道釧路市愛国東二丁目三四番四号
被相続人 亡 河原 正春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

北海道釧路市鶴ヶ岱一丁目一番二〇号釧路ぬさまい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤川 拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市浜町三四四番地一一、最後の住所北海道函館市花園町三一番六一〇四号花園市営住宅 被相続人 亡 金沢 成治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

北海道函館市本町八番一八号 ベストアム二ティ五稜ビル三階
相続財産清算人 弁護士 佐藤 奨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県にかほ市金浦字木の浦山一三番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 本藤 富大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

秋田県由利本荘市給人町七番地三 本荘合同ビル一―二
相続財産清算人 弁護士 高橋 重剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市府中三丁目九三一番地二、最後の住所茨城県石岡市府中四丁目八番一二号 被相続人 亡 岡田 京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

茨城県土浦市木田余西台二番六六一〇三三
相続財産清算人 弁護士 井関 光博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市酒丸七一二番地四、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 菊地 悟
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月十三日

茨城県つくば市二の宮三丁目八番地三ヒガシビル二〇二 つくばパーク法律事務所
相続財産清算人 弁護士 堀 みずき

第19期決算公告			
令和8年6月17日			
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号			
株式会社Gran Manibus			
代表取締役			
ミゲルアンヘルエステベスアベ			
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)			
科目		金額(千円)	
資産部	流動資産	337,535	
	固定資産	109,813	
	資産合計	447,348	
負債及び純資産部	流動負債	67,085	
	固定負債	16,100	
	資本	364,163	
	剰余金	90,000	
	本利剰余金	31,727	
	利益剰余金	242,436	
	利益剰余金	500	
	その他利益剰余金	241,936	
	うち当期純損失	(61,660)	
	負債・純資産合計	447,348	